

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定により、満濃町土地改良区の土地改良事業（非補助土地改良事業（農用地造成事業）高屋原地区）の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類をまんのう町建設土地改良課において平成24年7月3日から同月23日まで縦覧に供する。

平成24年6月26日

香川県知事 浜 田 恵 造